平成２１年（フ）第５４８号
香川県高松市西宝町２丁目６番45号、住民票上の住所香川県高松市宮脇町２丁目29番２号
債務者　髙田　和雄
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５４９号
香川県高松市西宝町２丁目６番45号、住民票上の住所香川県高松市宮脇町２丁目29番２号
債務者　髙田由美子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５８９号
香川県高松市香川町大野2571番地25
債務者　柴﨑　和子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４号
香川県高松市木太町2206番地１　パルムハウス高松104
債務者　澤村　　章
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１８号
長崎県諫早市小船越町862番地19　コーポフローリアＣ―102号、前住所長崎県佐世保市大岳台町29番11号
債務者　向井　健吾
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第８７６号
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目55番16号
債務者　神野　伸子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２６号
鹿児島県鹿児島市真砂町３番３号芹ヶ野ビル301号
債務者　四元　富善
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２０８９号
愛知県知多郡武豊町大字冨貴字砂水28番地２フレンドハウス56　203号
債務者　田中　圭一（旧姓安東）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５７８号
名古屋市中川区西日置２丁目11番13号　コーポ溝川202号
債務者　川口　　鎮
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５０号
名古屋市中川区上脇町２丁目128番地　モリビル207号
債務者　中田　茂樹
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９９号
名古屋市東区矢田３丁目４番３―402号　市営山田東荘
債務者　山口はる代
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２８号
名古屋市瑞穂区平郷町４丁目５番地の２　タツミコーポ203号
債務者　三浦　和夫
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕660番地の１
雇用促進住宅２棟501号
債務者　平田英美代
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第６号
奈良県吉野郡吉野町大字柳1651番地の２
債務者　岸原エミ子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第３号
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触121番地１
債務者　山口　政美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第４号
長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触43番地三本松住宅101号室、旧住所長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦446番地１
債務者　音嶋　明子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第５号
長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良南触411番地５
債務者　小松　　久
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
長崎地方裁判所壱岐支部